

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和35年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月26日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、同社D工場から同社C工場に転勤した申立期間の加入記録が空白になっていることが分かった。当該期間については引き続き同社に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の娘が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された同社D工場の厚生年金保険資格喪失記録名簿、申立人に係る雇用保険加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和35年7月26日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和35年8月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①の平成18年12月27日は14万5,000円、申立期間②の20年9月10日は14万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月27日
② 平成20年9月10日

株式会社Aから支給された賞与のうち、申立期間①については、標準賞与額よりも高額な賞与が支給されており、申立期間②については、賞与が支給されたが、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人が所持する賞与明細書及び株式会社Aが保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額及び賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額より高い額であること

が認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、年金事務所が保管する当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）において、申立人の標準賞与額は8万9,000円と記載されていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、上記賞与明細書及び賃金台帳において、申立人は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②に係る賞与支給日については、上記賞与明細書及び賃金台帳に記載されていないが、株式会社Aは、賞与支払日は全従業員が同日であった旨を供述しており、年金事務所が保管する賞与支払届において、当該期間に係る賞与支払日は平成20年9月10日と記載されていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記賞与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、14万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、年金事務所が保管する当該期間に係る賞与支払届において、申立人の氏名が記載されていないことから、事業主は、当該期間に係る標準賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで

京都地方第三者委員会から同僚照会の手紙が来て、申立期間の1か月について未加入となっていることが分かった。この間は、複数の同僚と共に、A株式会社B工場から同社C工場に異動となった時期で、継続して勤務していたことは間違いない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A株式会社の保管する当時の社員名簿及び複数の元同僚の供述から、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し（昭和39年7月1日にA株式会社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和39

年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、59万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の50万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を59万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月10日
申立期間について、実際に支給された賞与の額よりも、社会保険庁（当時）の記録の方が低くなっているため、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額に見合う標準賞与額は、オンライン記録よりも高い額であることが認められることから、当該期間の標準賞与額を59万4,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に見合う

保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から58年12月まで
昭和55年4月から58年12月まで私が勤めていたA株式会社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、私は国民年金に加入していた。国民年金保険料及び国民健康保険料の納付書を同社に提出し、同社が半額負担し、残りの半額は給料天引きにより申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に勤務していたA株式会社が国民年金保険料の半額を負担し、残りの半額は給料天引きにより申立期間の保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間当時に勤務していたA株式会社は、申立人の供述どおり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるものの、当時の上司に同社による従業員の国民年金保険料の負担について照会したが、申立人の主張を確認できる供述を得ることができなかった。

また、申立期間のうち、昭和55年7月から57年3月までの期間申立人が居住していたB市の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト、及び同年4月から58年12月までの期間申立人が居住していたC市の国民年金被保険者名簿において未納であることが確認でき、このことは特殊台帳の記載と整合している。

さらに、申立人に係る特殊台帳において、昭和 55 年度、57 年度及び 58 年度の備考欄に「納付書」の押印が有り、未納であった各年度の国民年金保険料の過年度納付書が発行されたものとみられるが、保険料が過年度納付された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から62年1月までの期間、同年5月から平成2年2月までの期間、3年3月から同年6月までの期間及び5年9月から14年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から62年1月まで
② 昭和62年5月から平成2年2月まで
③ 平成3年3月から同年6月まで
④ 平成5年9月から14年12月まで

申立期間①の国民年金加入手続、申立期間②、③及び④の再加入手続については覚えていないが、必要な手続であるならば自身で行ったと思う。国民年金保険料については、約4年前、父親に尋ねたところ、「間違いなく納付している。」と言ったので、私の分の保険料を父親が納付してくれていたはずである。父親は平成24年*月に亡くなったため、今となっては確認できないが、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料について、その父親が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の父親又は申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人が居住していたA県B町において、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内全てを対象に、「C（漢字氏名）」、「D（漢字氏名）」、「E（カナ氏名）」及び「F（カナ氏

名)」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対し同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。